

《参考資料》

○ごみ処理責任を巡る法制度面の議論の動向（協①、事①）	19
○京都市の廃棄物処理システムに関する現状、課題（協①、事①）	21
○個別品目毎の発生抑制・再資源化に係る国の動向（協①）	22
○第1回ビジョン部会の要点整理（協①、事①）	26
○京都市におけるごみ処理量及びCO2排出量の推移と現行計画の 目標値（協②）	27
○1トンあたりの各種ごみ処理原価（協②）	28
○事業系ごみ減量化のためのマネジメントに係る京都市における これまでの取組（事②）	29
○事業系ごみ収集・処理処分の体系（事②）	30
○持込ごみの搬入に係る状況と他都市の事例（協②、事②）	31
○業種別の再生利用状況（事②）	32
○京都市における厨芥類の減量化の取組（事②）	33
○循環型社会形成推進基本計画の策定に係るヒアリングについて	35

*（ ）内の「協①」「協②」はそれぞれ第1回協働部会、第2回協働部会において、
同じく「事①」「事②」はそれぞれ第1回事業系部会、第2回事業系部会において示
された資料

ごみ処理責任を巡る法制度面の議論の動向

- 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会では、廃棄物の処理責任の徹底、適正処理の確保、排出抑制と円滑なリサイクルの推進の観点から、廃棄物・リサイクル制度の基本問題について検討を進めているところ（平成14年中には最終とりまとめ）。平成14年3月の中間とりまとめにおいては、廃棄物の定義、廃棄物の区分、廃棄物処理業・施設設置規制、排出者責任、拡大生産者責任の各論点について考え方が示されている。
- このうち事業系ごみの処理責任に関しては、「廃棄物の区分」、「排出者責任」、「拡大生産者責任」に関する議論の中で言及されている。以下に、議論の概要を示す。

1. 廃棄物の区分に関する議論

<現状>

- 廃棄物処理法では排出事業者責任により処理すべき20品目が産業廃棄物であり、それ以外は一般廃棄物として区分。このため、一般廃棄物には日常生活に伴って排出されるごみのほか、事業活動に伴って排出される一般廃棄物（事業系一般廃棄物）も含まれる。
- 事業系一般廃棄物については、市町村が自ら処理する場合や許可業者が処理する場合がある。また、市町村は、排出者責任に基づき排出事業者から処理費用の一部として手数料を徴収する場合が多い。

⇒ 事業系一般廃棄物については、排出抑制を図る観点から、排出事業者の責任を強化すべきとの指摘



<見直しの方向性>

- 廃棄物の排出源に対応して、例えば、「生活系廃棄物」（日常生活に伴って排出される廃棄物をいい、原則として市町村の責任の下で処理）と「事業系廃棄物」（事業活動に伴って排出される廃棄物をいい、原則として排出事業者責任の下で処理）に区分することが考えられる。
- 現在の事業系一般廃棄物については、排出者責任の徹底による排出抑制の促進を図る観点から、本来的には、事業系廃棄物として排出事業者が責任を負うこととすることが考えられる。

* ただし、現在の事業系一般廃棄物を事業系廃棄物に区分することについては、現状における以下の問題や実態を考慮すれば、市町村が引き続き一定の責任を負いつつ、排出事業者において適正な処理費用の負担を行うこととすることも考えられる。

- ・ 特に小規模事業者について、現在の産業廃棄物に係る排出事業者責任（費用負担、マニフェスト等）をどこまで負担できるかという問題
- ・ 産業廃棄物処理施設の不足、不法投棄の多発等、現在の産業廃棄物処理を取り巻く問題
- ・ 従来より、市町村責任の下で、市町村及び民間業者により適正な処理が行われてきたという実態
- ・ 事業系一般廃棄物が生活系廃棄物と同様の性状を有する場合もあること

2. 排出者責任に関する議論

<現状>

- 一般廃棄物については、**市町村が処理責任**を負い、排出者である国民は、廃棄物処理に関する市町村への協力等（分別ルールへの遵守、粗大ごみの有料制への対応等）により一定の責任を果たしているところ。
- 産業廃棄物については、**排出事業者が最終処分を含めて適正処理の責任を負うこと**となっている。

⇒ **排出者の立場としての国民、排出事業者の責任を強化すべきとの指摘**

<見直しの方向性>

- 一般廃棄物については、**国民も排出者として、地域特性等に応じて地方公共団体が行うごみ有料化や分別排出等の取組に協力するとともに、住民レベルでの集団回収やリサイクル活動の実施・参加に努めることが重要。**
- 産業廃棄物については、数次の廃棄物処理法改正により排出事業者責任の強化が行われており、**引き続き処理責任の徹底を進めることが必要。**

3. 拡大生産者責任に関する議論

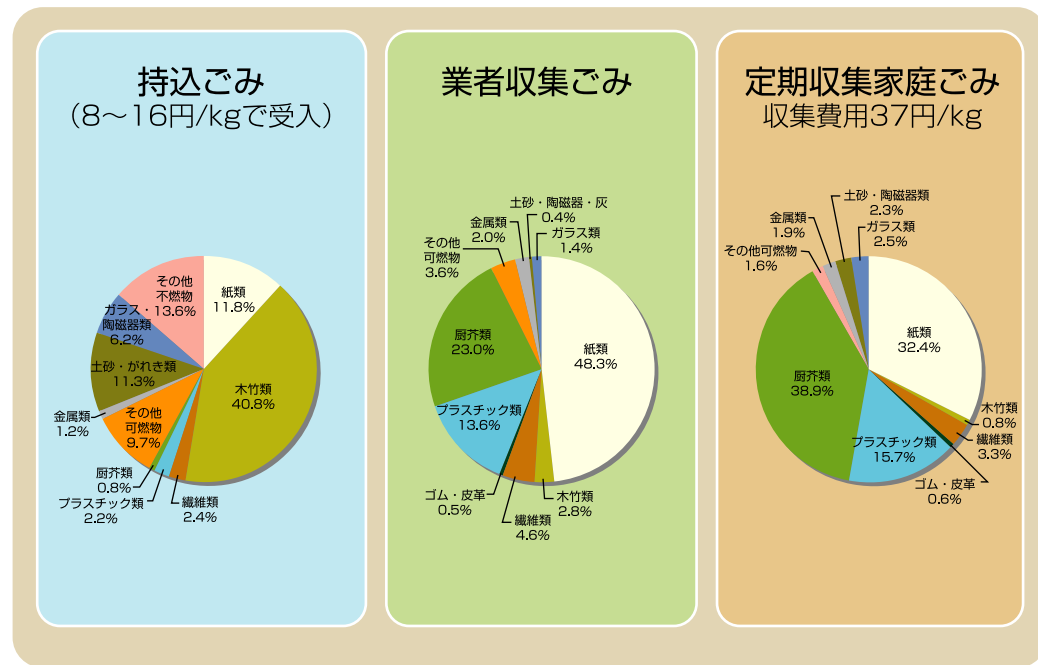
<現状>

- 拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility：EPR）とは、製品に対する生産者の責任を製品の使用後にまで拡大することにより、製品が廃棄物として排出されることの抑制やリサイクル・適正処理を容易とする等、**製品のライフサイクル全体にわたり効率的に使用済み製品に係る環境負荷を減らすための手法。**
- 我が国においては、事業者に対する責任として、循環型社会形成推進基本法における拡大生産者責任の概念の明記、リサイクル関連法における拡大生産者責任の具体化が行われているところ。

⇒ **市町村における処理困難物の増加や不法投棄の問題に対して、生産者が一定の役割を負うべきとの指摘**

<見直しの方向性>

- 環境への負荷をできる限り低減させる循環型社会構築のため、他の政策手法と比較しつつ、**生産者責任をより一般化、拡大・強化していくことが必要。**その際、市町村が処理困難な物や、設計・製造段階での工夫により排出抑制・リサイクル・適正処理等が促進される物等を対象としていくことが考えられる。
- 拡大生産者責任が本来対象とする「生産者」とは、その製品が廃棄物となった場合における環境負荷の管理・削減に最も支配力を持つ生産者が基本であり、**物の特性に応じ、製造事業者のみならず販売事業者等も含め広く対象とすべき。**
- 拡大生産者責任の具体的手法としては、①**製品の引取・処理等**、②**デポジット・リファンドシステム等の経済的手法**、③**製品規格に関する措置等**が考えられる。その場合、生産者に求める取組の性格などに応じて、法的に義務づける方法と生産者の自主的取組による方法、これらを組み合わせる方法が考えられる。



現在の中心的な処理システム

京都市は内陸都市であるため
新たな処分地確保に一定の限界がある

減量のため焼却が中心

可燃ごみ
72.9万t/年

焼却処理費
19円/kg

不燃ごみ
3.4万t/年

依存

最終処分場
に埋立
6円/kg
15.6万t/年

埋立処分量の究極的削減と
環境への総合的負荷の低減と
これからの方向性は？

現在のごみ処理システムをベースに物理組成別に捉えた課題

《プラスチック類》

- 容器包装については容器包装リサイクル法ルートが存在（一部費用を特定事業者*が負担）
- 異なる樹脂や複合素材などでマテリアルリサイクルに困難性（プラスチック製容器包装）
- 熱量が高くエネルギー回収が効果的
- かさばるため収集運搬が高コスト

《紙類》

- 容器包装については容器包装リサイクル法ルートが存在（一部費用を特定事業者*が負担）
- 紙製容器包装や雑誌は製紙原料として低質。供給過剰気味
- 古紙市況で雑誌類の市収集ルートへの流入量に変化
- OA用紙の使用量も多い事務所からの排出量も多い

《厨芥類》

- 事業系に対して食品リサイクル法が成立
- 観光都市京都都市の特性
- プラスチック・紙を分別すると、清掃工場での発熱量低下
- 焼却以外の処理技術の台頭（エネルギー資源、又は有機性資源として活用）
- 都市部で一般家庭の分別収集は容易ではない

* 特定事業者：容器の利用・製造等及び包装の利用事業者

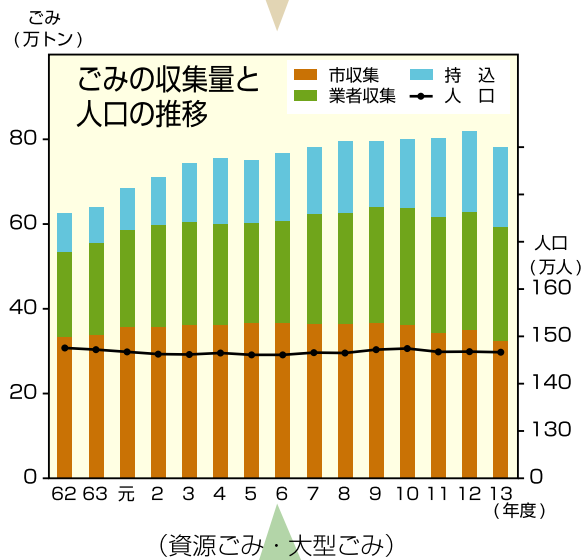
戦略的環境アセスメント(SEA)による環境面からの検証

資料

京都市の廃棄物処理システムに関する現状、課題



(出たごみをどうするか?)



将来の社会経済シナリオ

- 社会の変化の方向と不確実性
- ごみの発生を取り巻く変化

循環型社会(都市)の構築

- 適正生産
- 適正消費
- 最少廃棄

京都市の廃棄物処理システムの将来像は？

京都市が自ら処理すべき廃棄物とは？

- 民間では適正処理／施設整備が困難な廃棄物があるか
- 民間より安価に処理できる廃棄物があるか

京都市の財産 = 現有の施設・人・知見蓄積 + 公の信頼感

広域的な工業系リサイクルに適していると考えられる製品

- 容器包装リサイクル法は自治体の費用負担が重い
- 使い捨て容器が減らない

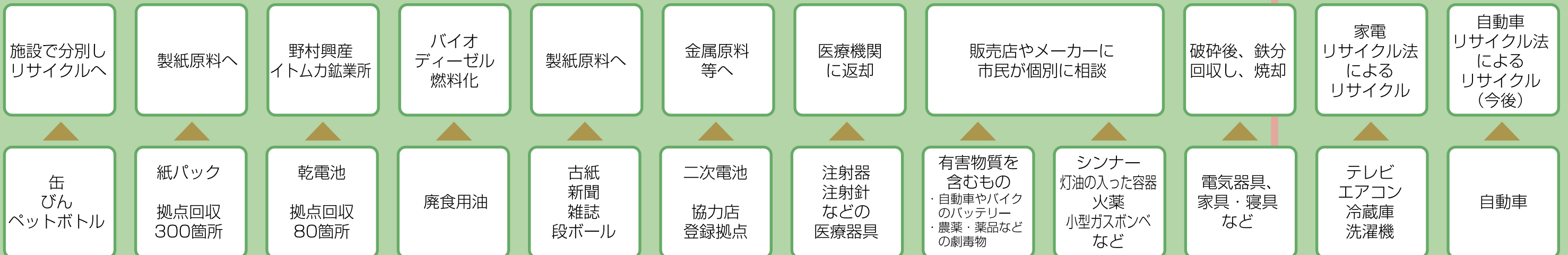
- 回収率を向上させる仕組みづくりが必要
- 雑誌類は回収してもらえないことがあるなど、市民から見て古紙排出に不便がある

- 有害な恐れのある廃棄物については、透明性の高い形で適正処理の確保が必要

- 市の施設では十分なリサイクルが困難

- 不法投棄の増大？

課題



市が主体となって行う主なリサイクル

地域・民間を中心として行われるリサイクル(例)

事業者が主体となって行う処理・リサイクル(例)

大型ごみ

法律により民間でリサイクル

個別品目毎の発生抑制・再資源化に係る国の動向

1. 古紙

○基本的な方向性

- ① 「古紙リサイクル促進のための行動計画」(通商産業省(現 経済産業省)古紙推進リサイクル検討会:平成12年12月策定)
- ・ 循環型経済社会の構築に向け、**古紙利用の限界や省エネルギー等の他の環境影響等にも配慮した上で、平成17年度の古紙利用率の目標のあり方及び関係者が取り組むべき方向**としての古紙リサイクル促進行動計画を提言。

提言を基にガイドライン改訂

- ② 「産構審品目別廃棄物処理リサイクルガイドライン」(産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会:平成13年7月改訂)
- ・ 平成17年度に紙・パルプ製造業における**古紙利用率60%**の達成を図る。
 - ・ 各種紙製品分野において古紙利用率の拡大に努める(特に印刷・情報用紙の分野)。
 - ・ 再生紙等の利用の拡大(普及啓発、表示の推進、グリーン購入法、自主行動計画に基づく取組の推進等)
 - ・ 増加しているオフィス古紙について回収の促進を図る(オフィス古紙回収マニュアルの民間企業への普及・啓発、効率的な回収システムの構築)。
 - ・ 集団回収等による家庭系古紙の回収の拡大

2. 厨芥

○基本的な方向性

- ① 食品リサイクル法(平成12年6月制定、平成13年5月完全施行)
- ・ 食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、**食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進。**
 - ・ 再生利用等の優先順位(①**発生抑制**、②**再生利用**、③**減量**)
 - ・ 再生利用等の目標(平成18年度までに**再生利用等の実施率を20%**に向上)
 - ・ 再生利用促進のための措置(研究開発の推進、施設整備の促進、共同処理の促進、関係事業者の協力の確保 等)

- ② バイオマス・ニッポン総合戦略(農林水産省等5省:現在策定中)
- ・ 農林水産資源、有機性廃棄物などの生物由来の有機性資源であるバイオマスを、**エネルギーや製品として総合的に利活用**する社会「バイオマス・ニッポン」を実現。
 - ・ 地域の実情に即したバイオマス循環システムの構築、モデル地域における実証実験
 - ・ バイオマスの生産、収集、変換、利用の各段階における経済性の向上

○具体推進施策

- ・ **食品リサイクルモデル整備事業**
 - ・ 飲食店や食品販売事業者等食品関連事業者が食品の食べ残し(食品残さ)等のリサイクルを共同して進めるにあたり、先進的・モデル的な食品リサイクル施設の整備に対して補助金(地方公共団体、第3セクター、食品関連事業者で構成される事業協同組合等が対象、補助率1/2~1/4)
- ・ **食品リサイクル促進技術開発**
 - ・ 食品廃棄物の発生抑制技術、高度再生利用技術の開発等

3. 容器包装

○基本的な方向性

- ① 容器包装リサイクル法（平成7年6月制定、平成12年4月完全施行）
- 家庭から排出されるごみの2～3割（容積比では6割）を占めている**容器包装廃棄物の減量、リサイクルを促進**することを目的として制定。
 - ①**ガラスびん**、②**PETボトル**（以上、平成9年4月より）、③**プラスチック製容器包装**、④**紙製容器包装**（以上、平成12年4月より）がリサイクル（再商品化）（※）の対象（スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールについては有償のため再商品化の義務が生じない）。
 - 役割分担
 - ① 消費者：分別収集に協力（**分別排出**）
 - ② 市町村：容器包装廃棄物の**分別収集**
 - ③ 事業者：市町村が分別収集した容器包装廃棄物を、自らまたは指定法人やリサイクル業者に委託して**再商品化**
 - 平成13年4月より、資源有効利用促進法に基づく紙製、プラスチック製容器包装の**識別表示**が実施。

- ② 「産構審品目別廃棄物処理リサイクルガイドライン」（産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会：平成13年7月改訂）
- 紙、（紙パック、段ボール、紙製容器包装）、ガラスびん、スチール缶、アルミ缶等、プラスチック（PETボトル、プラスチック製容器包装）についてガイドライン策定。
 - ガイドラインにおいては以下の**数値目標**が設定。
 - ガラスびんのカレット利用率80%（平成17年度）
 - スチール缶リサイクル率85%
 - アルミ缶再生資源の利用率80%、アルミ缶の缶材への使用割合80%（平成14年度）
 - PETボトルのリサイクル率50%（平成16年度）
 - 発泡スチロールのリサイクル率40%（平成17年度）
 - その他に用途拡大、表示の実施、広報・啓発活動の促進等が明文化。

※リサイクル（再商品化）の方法

ガラスびん	ガラスびん原料 ガラスびん以外の用途
PETボトル	プラスチック原料（フレーク、ペレット） ポリエステル原料
プラスチック製容器包装 （発泡スチロールトレイ含む）	材料リサイクル 油化 ガス化 高炉還元剤製造 コークス炉化学原料化
紙製容器包装	選別（製紙原料） 材料リサイクル 固形燃料化

○課題

- 容器包装リサイクル法については、部分施行から5年、完全施行から2年が経過しており、**法施行後10年（平成17年）時点での見直し**（付則に規定）も視野に入れつつ、いくつかの課題が指摘。
- 現時点で指摘されている課題としては、**分別収集コストの負担、分別収集量と再商品化（リサイクル）量のミスマッチ、容器包装の範囲の分かりにくさ、リターナブル容器に対するインセンティブ不足**などがある。
- 特にプラスチック製容器包装、紙製容器包装については、**識別が困難なこと、食品残渣が多くなりやすいこと、異種の素材が混在すること**など、消費者、市町村の負担が重い、**マテリアルリサイクルが難しい**といった問題が指摘。

4. パソコン

○基本的な方向性

- ① 「資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく家庭系使用済みパーソナルコンピュータの回収・再資源化推進のための方策について」（産業構造審議会パソコン3Rワーキンググループ、環境省パソコンリサイクル検討会合同会合：平成14年5月）
- ・ **事業系パソコン**については、資源有効利用促進法において指定再資源化製品に指定されたことを受け、平成13年4月から**メーカー等に対して回収・再資源化を義務づけ**。
 - ・ **家庭系パソコン**については、上記報告において、資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品に追加指定することで、**メーカー等による回収、再資源化を義務づけることが方向性**として提示。
 - ・ 役割分担
 - ① メーカー等：回収拠点の設置と使用済みパソコンの**引取、リサイクル**
 - ② 販売店：**回収に協力**（回収拠点となることも検討）
 - ③ 自治体：**メーカー等の取組に協力**（住民に対する広報・周知 等）
 - ④ 国：国民に対する広報・周知等
 - ⑤ 消費者：メーカー等への使用済みパソコンの**引渡、費用の支払い**
 - ・ リサイクル費用については**販売時負担**（既製品については排出時負担）。
 - ・ 制度立ち上げまでには1年半程度必要。

- ② 「産構審品目別廃棄物処理リサイクルガイドライン」（産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会：平成13年7月改訂）
- ・ 資源有効利用促進法に基づく平成15年度の再資源化率（デスクトップ型パソコン：50%、ノートブック型パソコン：20%、ディスプレイ装置：55%）。
 - ・ その他、3Rへの設計・製造段階での配慮、処理容易化・再資源化促進のための技術開発、広報・啓発活動の促進等が明文化。

5. 二次電池

○基本的な方向性

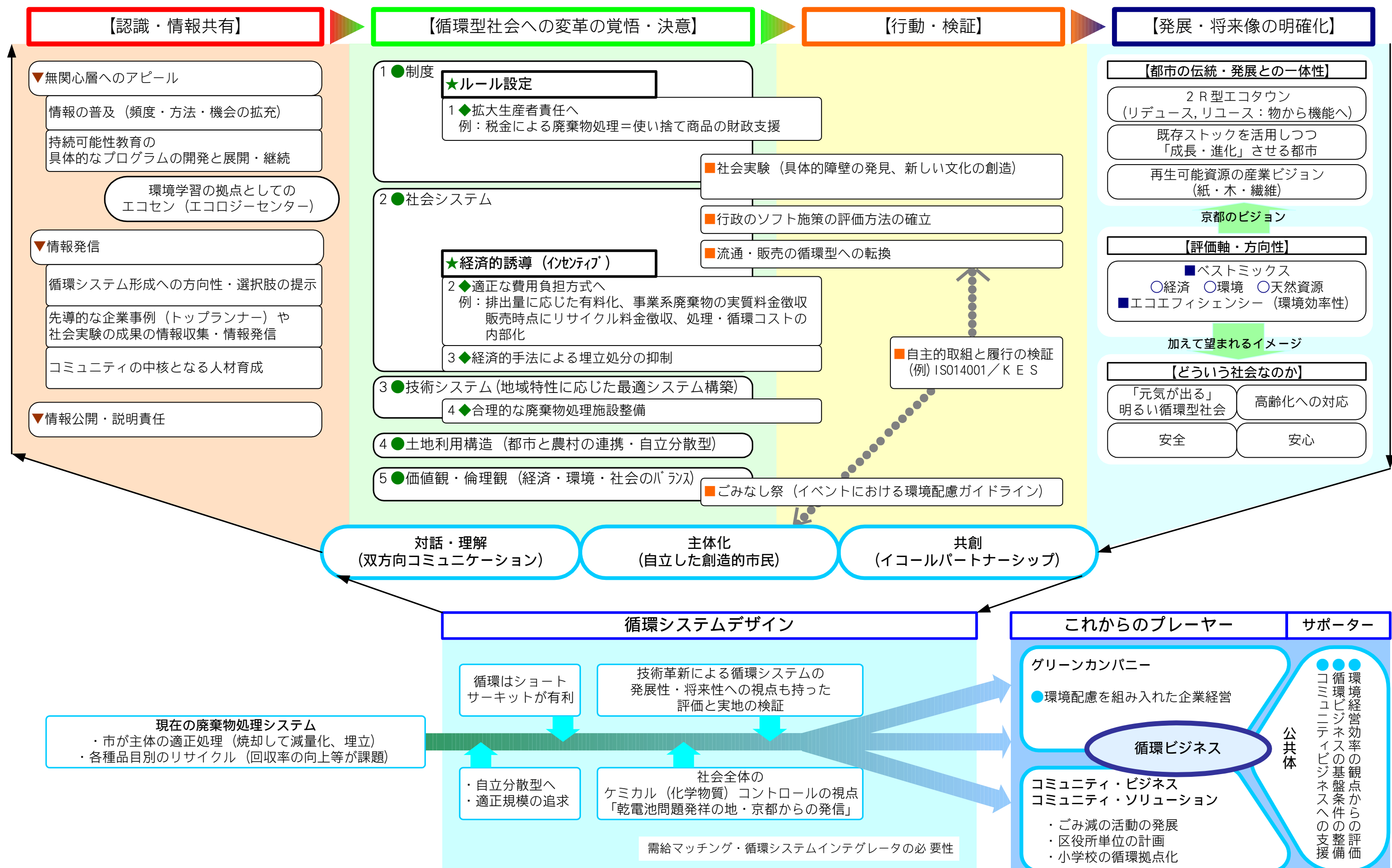
- ① 「小形二次電池の回収・リサイクル推進のための方策について」（経済産業省二次電池リサイクルシステム検討会、環境省パソコン等リサイクル検討会合同検討会：平成13年1月）
- ・ 小形二次電池については、上記検討会の検討結果を踏まえ、平成13年4月1日から資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品に指定され、**電池メーカーに対して回収・再資源化が、電池使用機器メーカーに対して回収が義務づけ**。
 - ・ 対象は**ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン二次電池、小形シール鉛蓄電池**。
 - ・ 役割分担
 - ① 小形二次電池メーカー：識別表示、**自主回収の体制整備・リサイクル実施**、求めに応じた引取、消費者への普及啓発・情報提供
 - ② 小形二次電池使用機器メーカー：小形二次電池を使用していることの表示、**小形二次電池の回収・引渡**、消費者への普及啓発・情報提供

- ② 「産構審品目別廃棄物処理リサイクルガイドライン」（産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会：平成13年7月改訂）
- ・ 資源有効利用促進法に基づく再資源化率（ニカド電池 60%、ニッケル水素電池 55%、リチウムイオン二次電池 30%、小形シール鉛電池 50%）。
 - ・ **ニカド電池の平成17年度までの回収目標 45%**を設定。
 - ・ その他、回収システムの整備および回収率の向上（回収拠点の拡充、回収の効率化、経済的手法の導入）、表示の実施、広報・啓発活動の促進 等が明文化。

6. 有害物・危険物

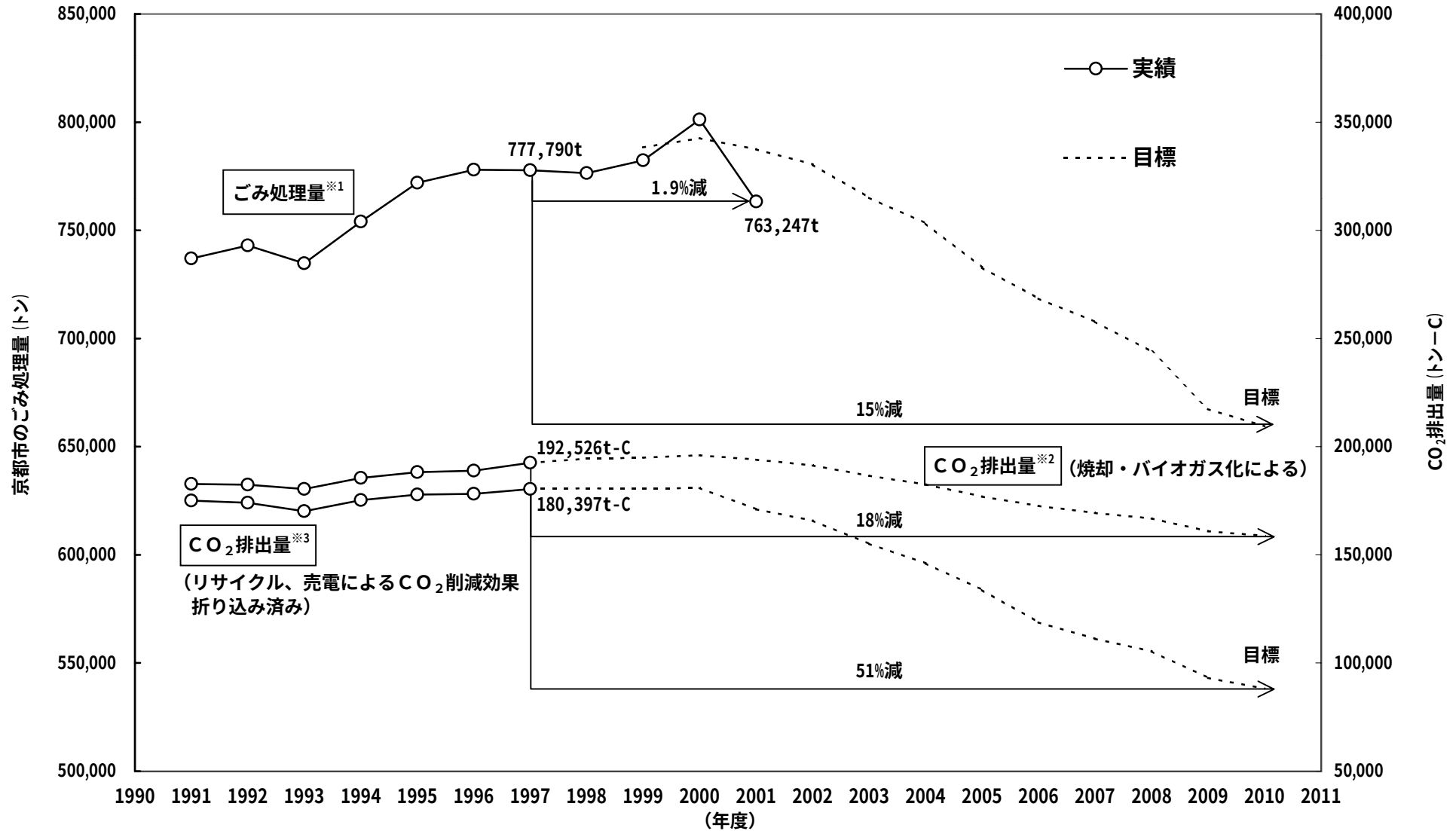
○基本的な方向性

- ① 「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間とりまとめ」（中央環境審議会廃棄物リサイクル部会：平成 14 年 3 月）
 - ・ 爆発性、毒性、感染性等有害性がある廃棄物については、規制面に着目して管理の徹底を図る観点から、**一般廃棄物・産業廃棄物を問わず独立した区分を設けることが考えられる**（処理責任の所在等については要検討）。
- ② 「産構審品目別廃棄物処理リサイクルガイドライン」（産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会：平成 13 年 7 月改訂）
 - ・ 有害物、危険物としては、カセットボンベ、エアゾール缶、蛍光管等についてガイドライン策定。
 - ・ 排出回収方法の確立に向けた検討、広報・啓発活動等が明文化。



京都市におけるごみ処理量及びCO₂排出量の推移と現行計画の目標値

27



※1: ごみ処理量＝総排出量－再資源化量

※2: 京都市のごみ焼却と厨芥類のバイオガス化に伴うCO₂排出量。

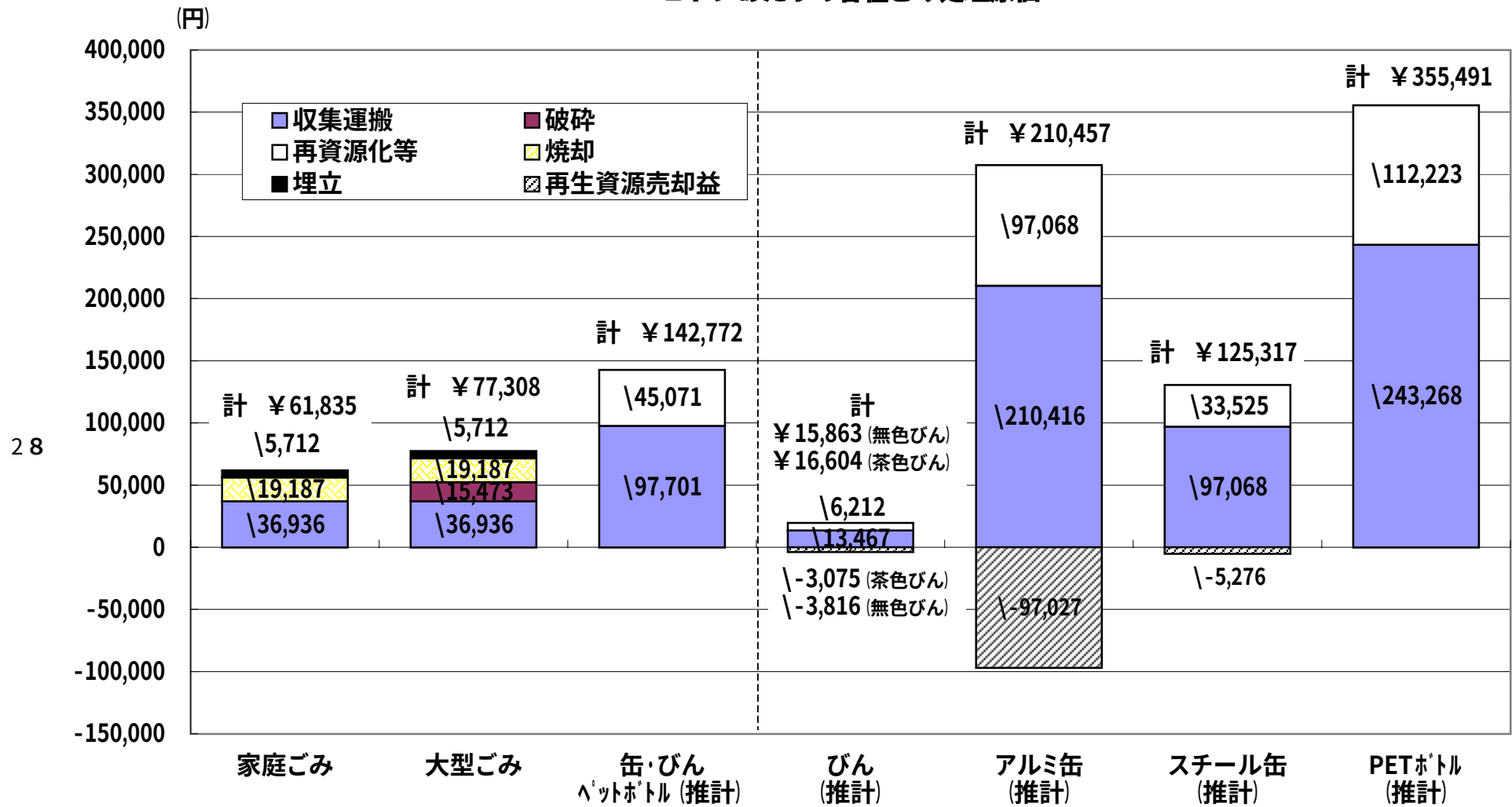
※3: 上記CO₂排出量からリサイクル、売電によるCO₂削減効果分を差し引いた量。

具体的には、①従来焼却していた古紙、廃木材等のマテリアルリサイクルによる、焼却量削減に伴うCO₂排出量の削減、

②缶、びん、PETボトル等の資源ごみのマテリアルリサイクルによる、天然資源の使用削減に伴うCO₂削減(天然資源を用いた素材生産量の削減に伴うCO₂排出量の削減)、

③焼却時に発電した量に相当する電力を発電所で発電する際に排出するCO₂を京都市の削減分に計上

1トンあたりの各種ごみ処理原価



事業系ごみ減量化のためのマネジメントに係る京都市におけるこれまでの取組

1. 大規模事業所に対する減量指導

(1) 開始時期：平成6年4月

(2) 概要

事業用の床面積3,000平方メートル以上の建築物及び店舗面積1,000平方メートル超の大規模小売店舗の所有者等を対象に、減量計画書の提出を課し、必要に応じて立入り検査等の指導を行っている。

(3) 廃棄物に関するこれまでの実績等

平成13年度末で904件の対象事業所に対して、事業系廃棄物の減量及び適正処理等の指導を実施している。

(4) 課題

- ・対象事業所の更なる拡大と、それによる事業系ごみの全市的なマネジメントの強化を図る。
- ・現状では、対象事業所に報告を求め、そのデータの整理を行っているが、そこから得られたデータの活用はできていない。
- ・事業系ごみのマネジメント強化に向けた市の組織体制（人員等）が不十分。

2. 事業者の取組

(1) K E S 認証（平成14年8月末日現在）

ステップ1：108件

ステップ2：32件

学校版K E S：2件

(2) I S O 14001 認証（平成14年9月10日現在）

111事業所

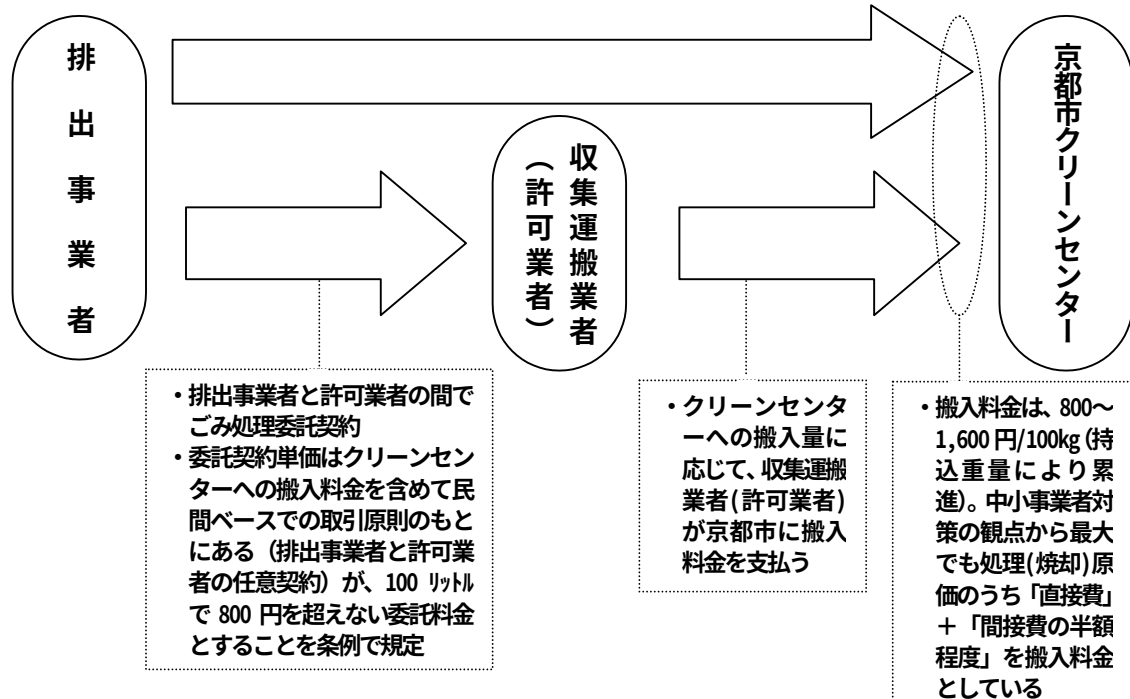
（京都市の全事業所数の0.13%）

(3) 課題

- ・K E S や I S O 14001 の認証においては、必ずしも取組目標として廃棄物分野の事項が選定されとは限らない。
- ・認証取得は事業者の裁量に任されており、特に I S O 14001 の場合、費用がかかることから、中小事業所を中心にまだ取得への関心が低い。

事業系ごみ収集・処理処分の体系

- ・事業系一般廃棄物については、排出事業者が自らの責任で処理することが原則
- ・実態としては、京都市の許可を得た一般廃棄物収集運搬業者が排出事業者との間で委託契約を結び、廃棄物を京都市のクリーンセンター（焼却施設）に搬入もしくは排出事業者自らが搬入



- **許可業者への委託料金について（占有者が収集、運搬及び処分を委託する場合）**
 - ・排出事業者と許可業者が相談のうえ、収集頻度・量・比重等を勘案して料金を設定している。
- **搬入料金の設定根拠（占有者等が市長の指定する施設に搬入し、処分を委託する場合）**
 - ・直接費（施設の管理・運営費等）に加え、近年の高度処理等に伴い増加している間接費（減価償却費、起債利子等）の半額程度を加算した 1,600 円/100kg を基本に、多量搬入者にごみ減量への意識を持ってもらうことや、市民が少量のごみを搬入する場合を考慮して、累進的な料金区分を設定。
- **排出事業者のごみ量・質・処理費用の認識について**
 - ・ごみ処理費用がメンテナンス業者による清掃費と合わせて徴収されているケースがあり、その場合、各テナント（排出事業者）には、ごみ処理費用単独でのコスト認識はないと思われる。
 - ・排出事業者が自らの出すごみ量・ごみ質を認識する機会は、大規模事業所は減量計画書の作成時や ISO14001 取得に取り組む際、小規模事業所は許可業者からの料金改定依頼時程度と考えられる。ただし、小規模事業所は、コスト計算の関係から、ごみ量の変動について敏感であることが多い。
- **事業系ごみ収集・処理処分における課題について**
 - ・かつてはリサイクルに費用がかからなかった（有償にて引き取りされていた）ため、未だに、分別しても逆有償で分別の手間とコストがかかるだけならば、混合で排出するという考え方の事業者もある。
 - ・産業廃棄物でリサイクルできるもの（事業活動に伴って排出される缶・びん・ペットボトル等）については、産廃業者へ依頼すると手間とコストがかかるため、事業系一般廃棄物に混ぜて排出されるケースがある。

持込ごみの搬入に係る状況と他都市の事例

1. 平成13年度 持込ごみ搬入者処分、指導実績

(1) 処分

- ア 嚴重注意処分 18件（他都市ごみ搬入、不適物搬入）
 イ 搬入停止処分 1件

(2) 指導（始末書提出及び事情聴取）

- ア 産業廃棄物 100t／月以上搬入 17件
 イ 不適物搬入 10件

2. 他都市状況

(1) 他都市の処理料金状況（1tの可燃物の処理料金）

（単位：円）

本市及び近郊都市 （平成14年7月現在）		実施 時期
京都市	0.5t以下 8,000 0.5t～2t 12,000 2t超 16,000	H.13.7～
乙訓環境衛生 組合	14,000	H.9～
大津市	10,000	H.13～
城南衛生管理 組合	一種大規模小売店舗以外 1t以下 9,000 1t超 11,000 一種大規模小売店舗 1t以下 18,000 1t超 22,000	H.8～
亀岡市	6,300	H.9～

※乙訓環境衛生組合…向日市、長岡京市、
 大山崎町
 城南衛生管理組合…宇治市、城陽市、八幡
 市等

（単位：円）

政令指定都市		実施時期
千葉市	14,000	H.6.4～
横浜市	13,000	H.13.4～
川崎市	12,000	H.12.10～
札幌市	11,000	H.13.1～
京都市	0.5t以下 8,000 0.5t～2t 12,000 2t超 16,000	H.13.7～
福岡市	11,000	H.12.6～
名古屋市	10,000	H.4.7～
仙台市 ※	8,500	H.13.4～H.15.3
広島市	8,000	H.9.6～
神戸市	7,000	S.59.6～
北九州市	7,000	H.12.7～
大阪市	5,800	H.4.4～

※仙台市は経過措置期間の手数料

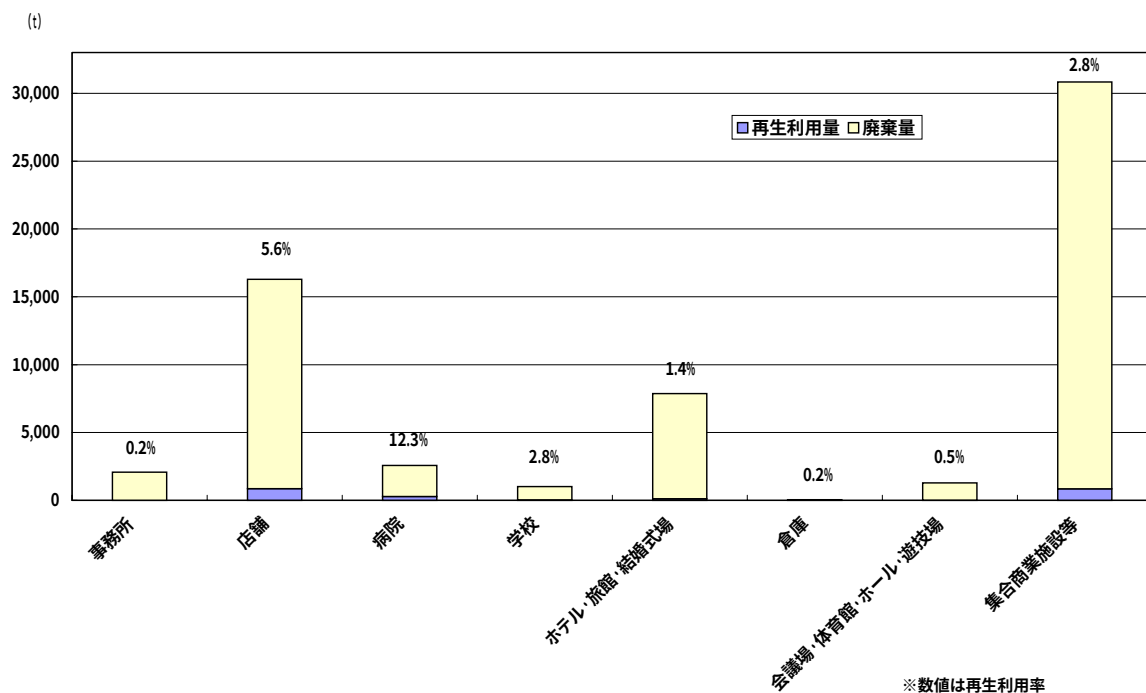
(2) 他都市における産業廃棄物搬入量上限設定

- ・千葉市…6t／月以下
- ・横浜市…3t／月以下（ただし、建設系の木くず、紙くず、繊維くずは20t／月以下）
- ・大阪市…建設系 30t／月以下
- ・神戸市…50t／月以下
- ・北九州市…20t／月以下

業種別の再生利用状況

- 京都市内の大規模事業所における業種別の厨芥類再生利用量、廃棄量は下図に示すとおり（数値は大規模事業所から提出のあった減量計画書データを基に推計したもの）。
- 再生利用率については最も高いのが病院の 11.6%であり、その他は全て 10%未満と全体的に低い水準となっている。
- 再生利用されずに廃棄される厨芥類の絶対量が多いのは店舗、集合商業施設等、ホテル・旅館・結婚式場である。これら3業種は食品リサイクル法の対象業種（食品関連事業者）に該当することが想定されるため、今後一層、厨芥類の減量化（発生抑制、再生利用）に向けた取組が求められる。

図 大規模事業所排出厨芥類の業種別処理量と再生利用率（平成12年度）



大規模事業所ごみ発生量集計

出所：大規模事業所減量計画書提出データを基に推計

京都市における厨芥類の減量化の取組

- 厨芥類の減量化（発生抑制・再生利用・減量）について、京都市内の大規模事業所に対して「厨芥類のバイオガス化技術の事業化に向けた枠組み作りに際して、公的な関与が必要であるか」を尋ねたところ、回答者の 84%が必要と回答し、不要と回答したのは 7%に過ぎなかった。

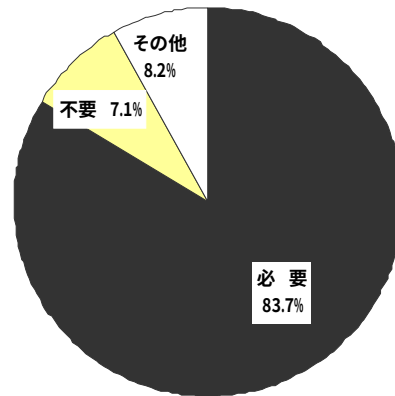


図 枠組み作りにおける公的関与の必要性（回答数＝184）

（出典：京都市内への大規模事業所へのアンケート調査）

- こうした背景を踏まえ、京都市では、事業系の厨芥類の減量化に向けた取組として、「京の食材ゼロエミッション協議会」を設置し、検討を進めているところ。
- 今後は、リサイクル性、経済性の両面から最適な処理システムならびに安定・効率的な事業運営が可能となるスキームの構築に向けた検討を実施。

実施団体名	京の食材ゼロエミッション協議会
設立年月日	平成 12 年 3 月 14 日
構成員	学識経験者、排出事業者、プラントメーカー、リサイクル生産物販売事業者、京都市 等
目的	バイオガス化技術等を利用して、資源・エネルギーを回収するシステム（「京の食材ゼロエミッション」）を構築すること。
これまでの取組内容	① バイオガス化技術実証研究を通じて、エネルギー利用の可能性について技術的側面から検討。 ② 厨芥類等を主体とした有機系廃棄物の利用に係る事例について、関係者間の連携、物質循環システム等の視点から分析・整理。 ③ 国際文化観光都市としての京都市をとりまく状況を整理し、「京の食材ゼロエミッション」を実現するためのリサイクルシステムのあり方について検討。

今後の取組予定	① 京都市内から排出される食品廃棄物の発生量と処理状況、関連する法律、国の動向を整理。 ② バイオガス化システムから生成されるバイオガス、メタン発酵残渣、メタン発酵排水の製品としての利用先、方法、製品価格等について検討。 ③ リサイクル性、経済性の両面から最適な処理システムを構築し、安定・効率的な事業運営が可能となるスキームを検討。
----------------	---